

別表

事業区分	事業内容及び対象経費	事業実施主体	交付先	補助率	補助額上限
1. 有機JAS認証取得支援	<p>(1)新規取得者支援 新たに有機JAS認証を取得する者に対し、認証取得経費の一部を補助 ただし、初回に限り国事業の要件に合致しない者及び国事業に応募し、採択されなかった者に限る 初回を含め最大3回までの利用を限度とする (初回、国事業を活用した場合は、最大2回まで)</p> <p>○認証取得に要する経費 (1)登録認証機関に対して直接支払う認証手数料、確認調査手数料等(ただし、振込手数料、郵送料、申請書式集代、登録認証機関年会費、認証シールは補助の対象としない) (2)有機JAS講習会の受講料(初回に限る)</p> <p>※なお、県外のほ場については、対象から除外する</p>	<p>(1)農業者(販売農家) (2)農事組合法人 (3)農事組合法人以外の農地所有適格法人 (4)特定農業団体 (5)その他、農業者の組織する団体(代表者の定めがあり、かつ組織及び運営についての規約の定めがある団体とする) (6)農業協同組合</p> <p>(1)～(6)のいずれかであって、以下の要件を全て満たす者 ア)県内在住または県内に事務所を有すること イ)過去に有機JAS認証審査を受けていないこと ウ)事業実施年度中に有機JAS認証を取得し、かつ認証取得後、少なくとも2年以上は継続すること エ)国際水準GAPもしくは安全で美味しい島根の県産品認証制度(美味しまね認証)を、事業実施から1年以内に取得すること オ)県のアンケート調査や翌年度以降の有機JAS認証状況調査に協力すること</p>	市町村	初回:定額2回目以降1/2以内	初回:100千円 2回目以降50千円
(2)既存取得者の規模拡大支援	<p>有機JAS認証ほ場面積を拡大し、有機農産物の生産拡大を目指す者に対し、有機JAS認証取得経費の一部を補助 ただし、前年の有機JAS認証ほ場全体の面積に対し、純増する場合に限る 最大3回までの利用を限度とする</p> <p>○認証取得に要する経費 (1)登録認証機関に対して直接支払う認証手数料、確認調査手数料等(ただし、振込手数料、郵送料、申請書式集代、登録認証機関年会費、認証シールは補助の対象としない)</p> <p>※なお、県外のほ場については対象から除外する</p>	<p>(1)農業者(販売農家) (2)農事組合法人 (3)農事組合法人以外の農地所有適格法人 (4)特定農業団体 (5)その他、農業者の組織する団体(代表者の定めがあり、かつ組織及び運営についての規約の定めがある団体とする) (6)農業協同組合</p> <p>(1)～(6)のいずれかであって、以下の要件を全て満たす者 ア)県内在住または県内に事務所を有すること イ)当該年度中に有機JAS認証ほ場を以下の面積以上拡大すること ただし、複数の農業者や農業法人等が任意団体(グループ等)を形成し、団体で有機JAS認証を取得している場合は【】内の面積を適用する ・土地利用型作物(米、大豆、麦、そば等) 30a以上【1ha以上】 ・園芸作物(露地野菜、果樹等) 10a以上【30a以上】 ・園芸作物(施設野菜) 3a以上【10a以上】 ウ)認証取得後、少なくとも2年以上は当該面積を維持又は拡大し、認証継続すること エ)国際水準GAPもしくは安全で美味しい島根の県産品認証制度(美味しまね認証)を、事業実施から1年以内に取得すること オ)県のアンケート調査や翌年度以降の有機JAS認証状況調査に協力すること</p>	市町村	1/2以内	100千円
2. 有機農産物生産拡大支援	<p>(1)新規取得者支援 有機JAS認証取得者が有機農産物の生産拡大を図るために必要な取り組みを支援</p> <p>○ソフト事業 (1)有機栽培技術の習得に必要な技術実証等に要する経費 (2)有機農産物の新規販路開拓及び取引拡大活動に要する経費 (3)先進地調査に係る経費 (4)その他、知事が認める内容</p> <p>※なお、事業実施期間内において、1事業実施主体あたり利用できるメニューは(1)～(4)それぞれ1回限りとする</p>	<p>(1)農業者(販売農家) (2)農事組合法人 (3)農事組合法人以外の農地所有適格法人 (4)特定農業団体 (5)その他、農業者の組織する団体(代表者の定めがあり、かつ組織及び運営についての規約の定めがある団体とする) (6)農業協同組合</p> <p>(1)～(6)のいずれかであって、以下の要件を全て満たす者 ア)県内在住または県内に事務所を有すること イ)過去に有機JAS認証審査を受けていないこと ウ)事業実施年度中に県内ほ場において有機JAS認証を取得し、かつ認証取得後、少なくとも2年以上は継続すること エ)国際水準GAPもしくは安全で美味しい島根の県産品認証制度(美味しまね認証)を、事業実施から1年以内に取得すること オ)県のアンケート調査や翌年度以降の有機JAS認証状況調査に協力すること</p>	市町村	1/2以内	400千円
(2)既存取得者の規模拡大支援	<p>有機JAS認証取得者が有機農産物の生産拡大を図るために必要な取り組みを支援</p> <p>○ソフト事業 (1)有機栽培技術の習得に必要な技術実証等に要する経費 (2)有機農産物の新規販路開拓及び取引拡大活動に要する経費 (3)先進地調査に係る経費 (4)その他、知事が認める内容</p> <p>※なお、事業実施期間内において、1事業実施主体あたり利用できるメニューは(1)～(4)それぞれ1回限りとする</p>	<p>(1)農業者(販売農家) (2)農事組合法人 (3)農事組合法人以外の農地所有適格法人 (4)特定農業団体 (5)その他、農業者の組織する団体(代表者の定めがあり、かつ組織及び運営についての規約の定めがある団体とする) (6)農業協同組合</p> <p>(1)～(6)のいずれかであって、以下の要件を全て満たす者 ア)県内在住または県内に事務所を有すること イ)当該年度中に県内の有機JAS認証ほ場を以下の面積以上拡大すること ただし、複数の農業者や農業法人等が任意団体(グループ等)を形成し、団体で有機JAS認証を取得している場合は【】内の面積を適用する ・土地利用型作物(米、大豆、麦、そば等) 30a以上【1ha以上】 ・園芸作物(露地野菜、果樹等) 10a以上【30a以上】 ・園芸作物(施設野菜) 3a以上【10a以上】 ウ)認証取得後、少なくとも2年以上は当該面積を維持又は拡大し、認証継続すること エ)国際水準GAPもしくは安全で美味しい島根の県産品認証制度(美味しまね認証)を、事業実施から1年以内に取得すること オ)県のアンケート調査や翌年度以降の有機JAS認証状況調査に協力すること</p>	市町村		
3. 水田除草機導入支援	<p>水稲有機栽培で、水田除草機を導入し、実証・調査を行うための経費の一部を補助</p> <p>○水田除草機による実証・調査に必要な経費 (1)県が共同開発した歩行型水田除草機(揺動ブラシ式歩行型除草機)の導入経費 (2)歩行型水田除草機の実証・調査活動に要する経費</p> <p>※なお、(1)及び(2)を一体的に実施するもの限り対象とする</p>	<p>(1)農業者(販売農家) (2)農事組合法人 (3)農事組合法人以外の農地所有適格法人 (4)特定農業団体 (5)その他、農業者の組織する団体(代表者の定めがあり、かつ組織及び運営についての規約の定めがある団体とする) (6)農業協同組合</p> <p>(1)～(6)のいずれかであって、以下の要件を全て満たす者 ア)県内在住または県内に事務所を有すること イ)県内ほ場において有機JAS認証を取得している又は確実に取得が見込まれること ウ)国際水準GAPもしくは安全で美味しい島根の県産品認証制度(美味しまね認証)を、事業実施から1年以内に取得すること エ)県の実証調査やアンケート調査、翌年度以降の有機JAS認証状況調査に協力すること</p>	事業実施主体	①機械導入1/3以内 ②実証調査定額	200千円 ※ただし、①②を合わせた額とする